

「SOS を見逃さない匿名相談アプリ活用事業」委託業務公募型プロポーザル募集要項
徳島県教育委員会いじめ・不登校対策課

この要項は、徳島県教育委員会が県内の公立中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の生徒を対象に SOS を見逃さない匿名相談アプリ活用事業の委託先選定のための提案競争を実施するために必要な事項を定めたものである。

第1 募集の内容

1 業務名

「SOS を見逃さない匿名相談アプリ活用事業」

2 事業の目的

生徒がいじめを苦に、自ら尊い命を絶つような事態は絶対に防ぐという強い使命感のもと、徳島県教育委員会及び各学校と連携しながら、1人1台端末等による匿名相談アプリを活用したいじめの未然防止、早期発見・早期対応を図る。また、いじめだけでなく、生徒が抱える様々な悩みや不安の相談にも応じることで、相談体制の充実を図る。さらに、いじめを生まない環境づくりとして、相談アプリを導入する際にいじめ防止教材等を使用して意識啓発授業を実施し、いじめをしない態度・能力の向上を図る。

3 業務内容等

別紙「SOS を見逃さない匿名相談アプリ活用事業」委託業務仕様書のとおり

4 業務期間

契約締結の日（令和8年4月20日を予定）から令和9年3月31日まで

5 実施方法

公募型プロポーザル方式

6 委託料上限

18,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

第2 参加の要件

1 国、都道府県又は市町村におけるアプリを活用した SNS 相談業務及びいじめの未然防止に関する意識啓発授業の実施についての活動実績があること。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4に該当しない者

3 役員に、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者がいないこと。

（1）破産者で復権を得ない者

（2）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

4 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する者でないこと。

（1）民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (3) 破産法（平成16年法律第75条）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (4) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- 5 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統治下にある団体でないこと。
- 6 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- 7 県税に滞納がない者
- 8 「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を、プロポーザル参加申込日から選定委員会の開催日までの期間内に受けていないこと。

第3 参加申込手続

1 提出書類

- (1) 参加申込書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 団体の概要書（様式第3号）
- (4) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - ※ 提出日において発行日から3か月以内のもの
 - ※ 法人格を有しない場合は、これに類するもの
- (5) いじめの早期発見・早期対応、未然防止授業の業務に関する経歴書（様式第4号）
- (6) 団体等概要書の補足資料（法人のパンフレット等） ※提出は任意

2 提出部数1部

3 提出期限 令和8年3月19日（木）午後5時（必着）

4 提出場所 徳島県教育委員会 いじめ・不登校対策課
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

5 提出方法 持参又は郵送により提出
なお、郵送の場合は、電話連絡の上、「簡易書留」とすること。

6 留意事項

- (1) 企画提案書の内容は、仕様書等の内容を踏まえ、実施可能なものとする。また見積書の内訳は、企画提案書の内容に基づくものとする。
- (2) 参加者は、複数の企画提案書を提出することはできない。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない（誤字・脱字等

軽微な場合を除く)。なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。

(4) 企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

(5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

(6) 失格又は無効

次のいずれかに事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・本募集要領に違反すると認められた場合
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正な行為が認められた場合
- ・その他委託者があらかじめ指示した事項に違反した場合

(7) その他

- ・参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、参加を辞退したものとみなす。
- ・参加者は、企画提案書等の提出をもって本募集要項の記載内容に同意したものとみなす。
- ・提出された企画提案書等は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- ・企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を、令和8年4月1日（水）午後5時までに徳島県教育委員会、いじめ・不登校対策課に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、併せて電話連絡すること。

第4 企画提案書等の提出手続

1 提出書類

(1) 企画提案書（様式第5号）

※別表「企画提案に係る審査基準」に示されている項目・内容に沿って作成すること。

(2) 見積書（様式第6号）

※内訳を明確に記載すること。

(3) 提案内容に係る既存事業の広報媒体（印刷物）等 ※提出は任意

2 提出部数各10部（1部は正本、他9部はコピー可）

3 提出期限 令和8年3月27日（金）午後5時（必着）

4 提出場所 徳島県教育委員会 いじめ・不登校対策課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

5 提出方法 持参又は郵送により提出

なお、郵送の場合は、電話連絡の上、「簡易書留」とすること。

第5 質疑の受付及び回答

質疑は実施要項、業務仕様書及び企画提案書等の作成に係る質疑に限るものとし、評価及び審査に係る質疑は受け付けない。質疑については、令和8年3月16日（月）午後5時までとし、電子メール（様式任意）により、受け付ける（着信を確認すること）。また、口答での質問は受け付けない。質疑に対する回答は、質疑及び回答内容をホームページに掲載することを以て行う。

なお、回答の内容によっては、本実施要項及び業務仕様書の追加又は修正を行うことがある。

第6 受託候補者の選定

プロポーザル参加申込書を提出し、参加を承認された者。ただし、企画提案書等を提出期限までに提出した者に限る。

※ 参加の承認については、令和8年3月23日（月）までに、電子メールにより連絡するとともに、令和8年3月23日付けで通知文書を発送する。

第7 選定委員会

企画提案のプレゼンテーション及びヒアリングは次により行う。

なお、プレゼンテーションは1者15分以内とし、その後、審査委員から質問を行う。プレゼンテーションでは、企画提案書の内容を説明するとともに、強調したい点について述べるものとする。

1 開催日時

令和8年4月6日（月） 午後2時から午後4時まで

2 開催場所

徳島市万代町1丁目1番地（徳島県庁9階教育委員室）

3 参加方法

現地集合または Zoom によるウェブ参加

4 受託候補者の選定

(1) 選定委員による評価を得て、受託候補者を選定する。

(2) 審査における評価項目及び点数は別添審査基準による。

5 選定方法

審査基準に基づく各委員の合計点が最も高い者を受託候補者とし、2番目に高い者を次点候補者とする。受託候補者が辞退等をした場合は次点候補者を繰り上げるものとする。

ただし、各審査項目において基準点（5割）を下回る項目があった場合は、委員の協議により受託候補者を選定することとする。応募者が1者の場合も同様とする。

合計が同点の場合は、見積が安価な者から順に候補者と次点者とする。

※プレゼンテーションに当たっては、補足資料を用いて行うことも可能であるが、その場合は審査3日前までに電子メールでデータを事務局まで送付すること。

※提案者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果については、令和8年4月10日（金）までに、全ての参加者に対して電子メー

ルにより連絡するとともに、令和8年4月10日付けで通知文書を発送する。

また、プロポーザルの参加者数、審査・選定方法、業務受託候補者の名称等については、徳島県のホームページにおいて公表する。

なお、経過、順位等の公表・開示及び選定結果に対する質問や異議申し立ては一切受け付けないものとする。

第8 日程

令和8年3月 2日（月）第1回選定委員会

令和8年3月 9日（月）募集開始

令和8年3月16日（月）質疑の提出締切

令和8年3月19日（木）参加申込書の提出締切

令和8年3月27日（金）企画提案書の提出締切

令和8年4月 6日（月）第2回選定委員会（プレゼンテーション、ヒアリングの開催）

第9 参加辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに人いじめ・不登校対策課へ連絡するとともに、応募辞退届（様式第7号）を提出すること。なお、辞退の届出は、持参又は郵便（書留郵便又は配達証明）により提出すること。

第10 費用負担

企画提案書等作成に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

第11 契約の締結

- 1 公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会から受託候補者の報告を受けた者を契約予定者として、契約締結の協議を行う。
- 2 選定された受託候補者は、委託者と企画提案書及び仕様書等の内容を確認し、契約締結の協議を行うものとし、委託者と受託候補者との間で具体的事業内容及び契約金額について合意に達した場合に限り、委託契約を締結することとする。
- 3 関係法令の遵守
本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、関係法令を遵守すること。
- 4 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- 5 守秘義務
受託者は、本委託業務を履行するに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは、契約の解除及び期間終了後においても同様とする。
- 6 個人情報保護
受託者が、本委託業務を履行するに当たって、個人情報を取扱う場合には、個人情報保護

の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」を始めとする個人情報保護に関する法令、ガイドライン等及び別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

7 情報セキュリティの確保

受託者が、本委託業務を履行するに当たって、パーソナルコンピュータ等の情報ネットワーク機器により情報を取扱う場合には、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

第12 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県教育委員会 いじめ・不登校対策課

電話088-621-3143

ファクシミリ088-621-2885

メールアドレス i_fu_taisakuka@pref.tokushima.lg.jp